

変更契約の調書

工 事 名 南陽市公共下水道 污水管渠工事(第1工区)

当初

工 事 場 所 南陽市 宮内 地内
 請 負 業 者 名 安部建設株式会社
 工 事 種 別 土木一式工事
 工 事 概 要 污水管渠工 管路施設延長 L=177.95m 開削・一部推進工法
 (砂子田処理分区枝線:1, 2管路)
 契 約 金 額 35,750,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 工 期 着工 令和6年5月7日
 完成 令和6年10月31日

第1回変更

変 更 年 月 日 令和6年5月7日
 契 約 金 額 (変 更 後)
 工 期 完成
 変 更 理 由

南陽市財務規則(平成12年規則第8条)別記第1建設工事請負契約約款第38条ただし書中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第2回変更

変 更 年 月 日 令和6年10月23日
 契 約 金 額 (変 更 後) 36,309,900円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 工 期 完成 令和6年10月31日
 変 更 理 由

1. 管路:2の法線変更

既設水道管の試掘確認を行ったところ、広範囲に渡り本管と水道管が干渉することが確認された。水道管の切回しを検討した結果、最小限の切回しで対応出来るよう、本管法線を変更し実施したい。

2. 管路:1の簡易推進工

既設給水管の試掘確認を行ったところ、薬王堂の給水管が簡易推進到達側の土留めと干渉し、施工が困難であることが確認された。

給水管の切回し費用と、干渉を避けるために簡易推進工を延伸する費用を比較検討した結果、経済性に大きな差はないため、施工が容易であることから、簡易推進工の施工延長を延伸し実施したい。

	当初	変更
簡易推進工	L=10.1m	L=12.0m

3. 構造物撤去工

管路:1及び2において、既設構造物が確認され、管路工の施工が困難であるため、構造物撤去工を増工し実施したい。

	当初	変更
既設重力式擁壁撤去工(補)	V=-m3	V=6.6m3
〃 (単)	V=-m3	V=1.3m3
既設基礎コンクリート撤去工(補)	V=-m3	V=6.6m3
既設ヒューム管撤去工(補)	L=-m	L=0.7m3

4.取付管及びます工

当初設計ではNTT所有の土地に汚水柵を設置する予定であったが、NTT基地局への設置は不要と判断し、減工し実施したい。

	当初	変更
汚水ます設置工	N=2基	N=1基

5.準備工

管路:2区間の薬王堂給水管について、本管施工時の建込簡易土留めと給水管の間隔が狭く、安全に作業が行えないことから、給水管管理設箇所の確認を行う為、試掘・埋戻工を増工し実施したい。

	当初	変更
水道管試掘工	L=-m	L=19.6m

6.発生土処理

発生土処理工について、当初設計では運搬距離を7.0kmで計上していたが、受注者選定の処分地が2.4kmの箇所であったため、運搬距離を変更したい。

	当初	変更
発生土処理(運搬距離)	L=7.0km	L=2.4km

7.付帯工

道路管理者との協議により、復旧舗装構成をN5交通からN6交通へ変更するよう指示があったため、変更し実施したい。

	当初	変更
中間層工	-	再生密粒度AS20 t=5cm
上層路盤工	粒度調整碎石M-40 t=12cm	粒度調整碎石M-40 t=15cm
下層路盤工	再生クラッシャーランRC-40 t=47cm	再生クラッシャーランRC-40 t=60cm

8.仮設工

南陽警察署との協議により、管路:1の簡易推進工施工時に、市道側へ交通誘導警備員を配置するよう指示があったため、増員し実施したい。

	当初	変更
交通誘導警備員	N=106人	N=132人

9.その他、現地に適合した軽微な変更を実施したい。